

12 要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成等について

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成等について



令和3年10月
鹿児島県土木部

説明内容



- 1 避難確保計画の作成等の義務化
 - 2 避難確保計画の作成方法
 - 3 避難確保計画の記載事項
 - 4 避難確保計画の記載内容
 - 5 既存計画を活用した避難確保計画の作成
 - 6 全国における避難確保計画の作成状況
- 参考1 令和2年における県内の災害発生状況
- 参考2 根拠法の目的、背景、改正の概要

1 避難確保計画の作成等の義務化



【背景】

平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、**逃げ遅れによる多数の死者**が発生。

(平成28年8月台風10号では、岩手県の**要配慮者利用施設(高齢者グループホーム)**において**利用者9名の全員が死亡**)

洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設における対策の重要性が改めて認識されることになった。



平成28年8月台風10号による
高齢者グループホームの被害状況

1 避難確保計画の作成等の義務化



水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)

水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある**要配慮者利用施設**※の所有者または管理者には、

①避難確保計画の作成、②市町村への避難確保計画の提出、③避難訓練の実施が義務づけられた。

※ 市町村地域防災計画にその名称と所在地が定められた施設が対象

特定都市河川法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

要配慮者利用施設※の所有者等の実施義務とされている**避難訓練**について、**市町村への訓練結果の報告を義務づけ**、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度が創設された。

※ 市町村地域防災計画にその名称と所在地が定められた施設が対象

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】



要配慮者利用施設

(社会福祉施設、学校、医療施設)

※市町村地域防災計画に位置付けられたものに限る

※今回の法改正以前は、「避難確保計画」に係る「報告義務付け」のみが措置されていた

施行：令和3年7月15日

1 避難確保計画の作成等の義務化



要配慮者利用施設 ⇒ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

○施設の例

〔社会福祉施設〕

- ・老人福祉関係施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子健康包括支援センター 等

〔学校〕

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校 等

〔医療施設〕

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

2 避難確保計画の作成方法



(1) 作成支援ツールを活用した避難確保計画の作成

国土交通省ホームページで公表の支援ツールを活用することで簡易に作成が可能

支援ツール

- ア 避難確保計画作成の手引き
- イ 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)
- ウ 社会福祉施設の避難確保計画(非常災害対策計画を含む)チェックリスト・医療施設における避難確保計画チェックリスト

(2) 既存計画を活用した避難確保計画の作成

既存の非常災害対策計画、消防計画等に一定項目を追記

2 避難確保計画の作成方法



(支援ツールの掲載場所)

国土交通省ホームページ

ホーム>政策・仕事>水管理・国土保全>防災>自衛水防(企業防災)>
要配慮者利用施設の浸水対策

(<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html#suigaimanual>)

避難確保計画作成の参考資料

- ④社会福祉施設の避難確保計画(非常災害対策計画を含む)チェックリスト ([WORD:43KB](#))
 - ⑤医療施設における避難確保計画チェックリスト ([WORD:41KB](#))
 - ⑥要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害) ([PDF:11.21MB](#))
 - ⑦要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体等の取組事例集 ([PDF:3.62MB](#))
 - ⑧要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集 ([PDF:1.05MB](#))

2 避難確保計画の作成方法



(支援ツールの内容)

ア 避難確保計画作成の手引き

【参考1】国土交通省ハザードマップポータルサイトを活用した災害リスクの査定

＜1>「重ねるハザードマップ」の活用

国土交通省ハザードマップポータルサイト「重ねるハザードマップ」では、既成の作図をもとにすることで、施設地図の表示、点検、「赤色実線」通過状況情報の申請機能を搭載しています。

「重ねるハザードマップ」で表示される防護区・スクは種別を変更したり、また、資料の種別ごとに市町村を選択する「定期防護区確認」を実行することができます。

図2 ハザードマップポータルサイトの画面 (<https://www1.cbsr.mlit.go.jp/>)

表3 「重ねるハザードマップ」で表示される情報

災害の種別	表示される情報	操作
洪水	洪水の発生する可能性	洪水
内水	内水の発生する可能性	内水
高潮	高潮の発生する可能性	高潮
津波	津波の発生する可能性	津波
土砂災害	土砂災害の発生する可能性	土砂災害

洪水、内水、高潮、津波、
土砂災害に対応した避難確保
計画作成の手引き

様式編(簡易に作成するための資料)

○簡易に作成できるよう、ひな形を提供

※ 作成した計画は、的確な内容となるよう訓練などを通じて適宜見直しが必要

2 避難確保計画の作成方法



イ 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)

※ 事例は、関係機関と施設管理者などが連携して検討・作成したもの

2 避難確保計画の作成方法



ウ 社会福祉施設の避難確保計画(非常災害対策計画を含む)チェックリスト・医療施設における避難確保計画チェックリスト

社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）
チェックリスト

施設名	市町村 チェック担当者名

施設名	市町村名

施設名	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクの 基準	説明文水害想定の地域に位置するか □ 位置する □ 位置していない	□ 位置する □ 位置していない
半分以上被災地や土砂災害警戒情報が 毎日のように発表されるか	□ 位置する □ 位置していない	□ 位置する □ 位置していない
市町村は被災状況に各施設敷地が定められているか	□ 見込んでいない □ 見たされていない	□ 見てない □ 見えていない

計算 項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
A. 防災体制、避難に必要な仮設			
(防災体制欄を全て) ・防災組織(機関会議)に関する事項 ・土木防災防護責任者に関する事項 ・施設内防災責任者に関する事項 ・土木の防災委員会による組織化に関する事項			
1. 地震発生後、戸別登録、主な災害に対する備蓄、避難場所の 確保、避難専用を含むに在りてはいるか	□ 未だなし □ 未だ □ 未だ専用		
【備蓄】			
□ 避難場所が確保でき、戸別に登録、主な災害に対する備蓄等の秋 季点検結果、開けたりの確認結果、その結果等に必要な備蓄を 充てりきりたり、あるいはそれより多くは充てりきり充てりきりな どであることを記入せよ。			
□ 緊急避難場所の確保、避難方法を定めておらる □ 市町村に提出して市町村に確認を受ける場合の連絡先を記述する(シ ルバ行動計画の「緊急避難場所」)をもっているか			
□ 他の施設は避難場所を確保するに在りては、その避難			

※作成された「避難確保計画」が、計画作成の目的に沿った内容になっているかの市町村職員向けチェックリストですが、各項目を検討する際の視点が整理されており、計画検討時の参考資料として活用できます。

3 避難確保計画の記載事項



避難確保計画には、**水防法または土砂災害防止法で定められた事項を記載する必要があります。**

(1) 防災体制、情報の収集・伝達

(2) 避難誘導

(3) 施設整備

(4) 教育・訓練

(5) 自衛水防組織

(設置した場合のみ) [水防法]

4 避難確保計画の記載内容



(1) 防災体制、情報の収集・伝達

【ポイント】

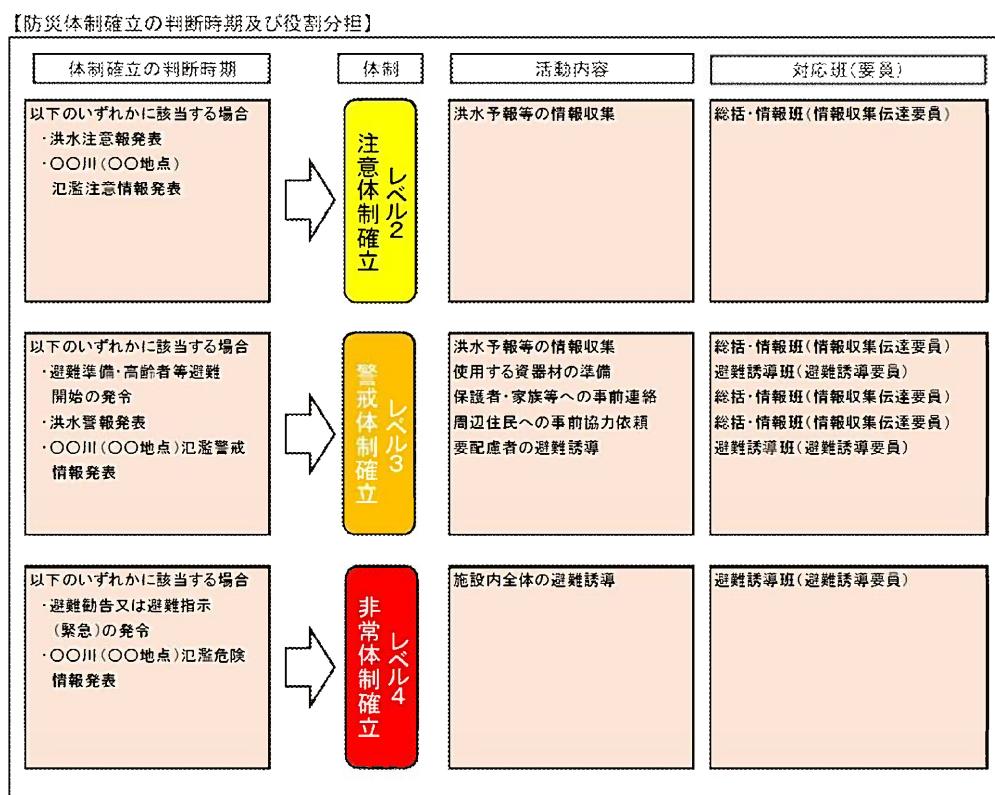
- 施設の所在地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報、市町村からの避難情報、その他避難に**必要な情報**について、**誰が、どうやって、何を収集するか**が明確に記載されているか。
- **必要な情報を誰に、どうやって伝達するか**が明確にされているか。
- 「**避難準備・高齢者等避難開始**」の発令が、**施設の防災体制(表)**に位置づけられ、その発令を受け**避難行動をとる体制**となっているか。
- 「**避難準備・高齢者等避難開始**」の発令の目安となる「**氾濫警戒情報**」及び「**大雨警報(土砂災害)**」や、避難勧告の発令の目安となる「**氾濫危険情報**」及び「**土砂災害警戒情報**」についても**防災体制の判断材料として利用されているか**。

4 避難確保計画の記載内容



【作成例】

(防災体制)



4 避難確保計画の記載内容



【作成例】

(情報の収集)

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法(例)
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ
	洪水予報、水位到達情報	インターネット(情報提供機関のウェブサイト)
	土砂災害警戒情報	ラジオ(AMOO)
	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール
その他	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視(但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX(事前に調整)
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視(但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

4 避難確保計画の記載内容



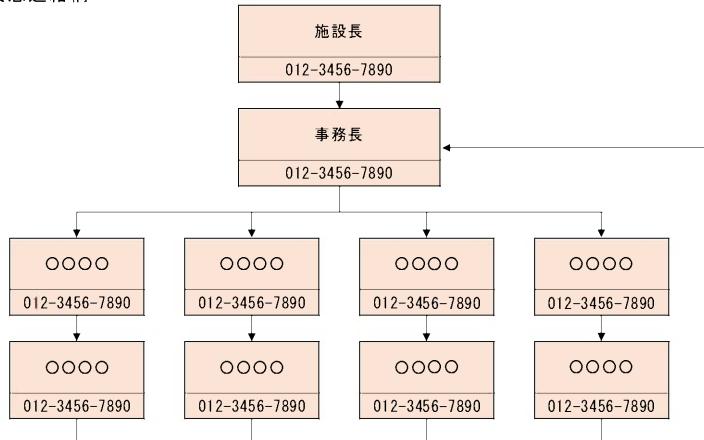
【作成例】 (2) 情報伝達

(情報伝達)

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「〇〇〇(避難場所)へ避難する。利用者引き渡しは〇〇〇(避難場所)において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

緊急連絡網



利用者緊急連絡先一覧表

番号	利用者			緊急連絡先				その他 (緊急連絡先等)
	氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	
1	〇〇〇〇	84	〇市1丁目××	△△△△	娘	012-3456-7890	〇市1丁目××	090-1234-5678
2								
19								
20	〇〇〇〇	90	〇市3丁目××	△△△△	息子	012-3456-7890	〇市2丁目××	090-1234-5678

4 避難確保計画の記載内容



(2) 避難誘導

【ポイント】

- 移動に伴うリスクを踏まえ、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」がとれるよう、**緊急度合いに応じた複数の避難先**が確保されているか。
- 設定されている**避難先**(指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、屋内安全確保)が、利用者の移動に伴うリスクや避難にかかる時間等を踏まえた**実効性のあるもの**になっているか。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、施設の**災害リスクを踏まえた避難誘導ルート**となっているか。
- 避難誘導ルートの途中に通行止等の障害が発生する可能性を踏まえ、**複数の避難誘導ルート**を検討しているか。
- 職員のみでの避難誘導に支障がある場合、**地域の支援が得られるよう事前に調整**されているか。

4 避難確保計画の記載内容



【作成例】

(避難誘導) 6 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。関連施設等への避難も選択肢の一つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。避難場所への立ち退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部屋等へ移動する。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（内水）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（高潮）	A会（系列グループホーム）	2,000 m	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（津波）	B神社	300 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（内水）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（高潮）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（津波）	D小学校（校舎2階以上）	350 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	C高校（体育館）	500 m	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 4 台

4 避難確保計画の記載内容



【作成例】

(避難誘導)

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（内水）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（高潮）	本施設	2 階	エレベーター、ストレッチャー
屋内安全確保（津波）	指定無	階	
施設名（土砂災害：がけ崩れ・土石流・地すべり）	本施設（斜面の反対側）	2 階	エレベーター、ストレッチャー

3) 近隣の安全な場所※

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「〇〇公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

4 避難確保計画の記載内容



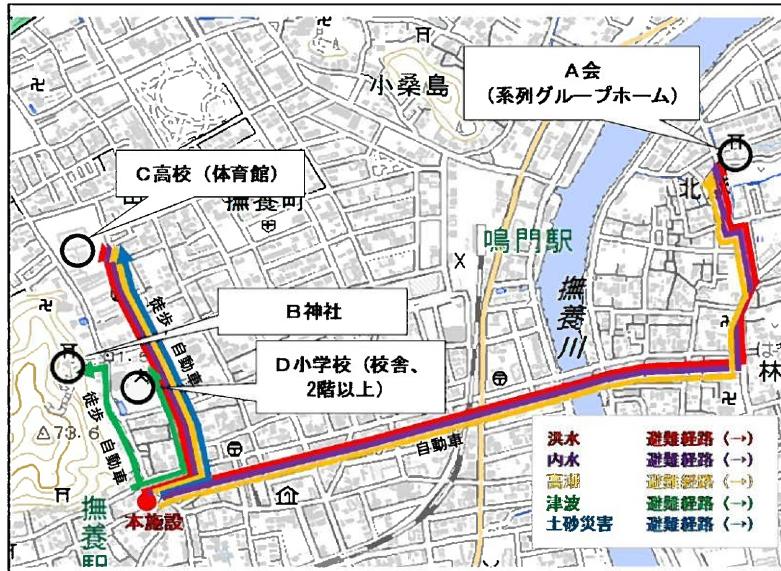
【作成例】

(避難誘導)

【施設周辺の避難地図】

洪水時・内水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）	本施設2階
内水	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）	本施設2階
高潮	A会（系列グループホーム）	C高校（体育館）	本施設2階
津波	日神社	D小学校（校舎2階以上）	指定無
土砂	C高校（体育館）	C高校（体育館）	本施設（斜面の反対側）2階



4 避難確保計画の記載内容



(3) 施設整備

【ポイント】

- 洪水予報、土砂災害に関する情報、避難情報など市町村から施設に伝達される**情報が確実に届くよう設備が整っているか。**
- 夜間に避難を行うことが想定される場合、電池式照明器具や、避難者が誘導員と識別しやすい**誘導用ライフジャケット**などが用意されているか。
- 要配慮者利用施設内での屋内安全確保を行う場合に備え、その滞在を行う**日数・人数分の食料・飲料水**などが確保されており、その記述があるか。

4 避難確保計画の記載内容



【作成例】

(施設整備) 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧（例）

備蓄品	
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話 懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、 携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具 電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、 蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、 寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、 マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	○○○○

浸水を防ぐための対策
土のう、止水板、○○○○

土砂災害に対する避難を確保するための対策*
自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、○○○○

*事前の対策

4 避難確保計画の記載内容



(4) 教育・訓練

【ポイント】

- 洪水予報、土砂災害に関する情報などの避難に必要な情報を収集及び共有するため、機器の操作や作業に係る訓練（情報伝達訓練）や、**関連する教育の機会**が設定されているか。
- 施設が浸水に至るまでの限られた時間内に、要配慮者を避難場所まで安全に避難誘導するための訓練（避難誘導訓練）や、**関連する教育の機会**が設定されているか。
- 水害や土砂災害の危険性が高まる出水期までに施設職員の対応力が高まるよう、**出水期までの時期に教育・訓練**が設定されているか。
- **新規に採用された職員**が対応できるよう、その職員に対する教育・訓練の機会が設定されているか。
- 施設関係者以外の**協力者が参画した**避難誘導などが有効に行われるよう、必要な**教育・訓練**の機会をその担当者向けに用意しているか。

4 避難確保計画の記載内容



【作成例】 (教育・訓練)

8 防災教育及び訓練の実施

毎年4月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年9月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年3月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画



4 避難確保計画の記載内容



(5) 自衛水防組織

【ポイント】

- 自衛水防組織を統括する**統括管理者**が記載されているか。
- 少なくとも**洪水予報等の収集及び伝達**、**要配慮者の避難誘導**がそれぞれ**自衛水防組織の業務として規定**されているか。
- **内部組織(〇〇班など)を編成する場合**、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、**内部組織ごとに必要な要員と統括する者が記載**されているか。
- **自衛水防組織の構成員**に対する教育・訓練が**(4)の教育・訓練に準じて設定**されているか。

4 避難確保計画の記載内容



【作成例】

(自営水防組織)

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

4 避難確保計画の記載内容



【作成例】

(自営水防組織)

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

- 第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。
- (1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に發揮できるよう組織を統括する。
 - (2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
 - 3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
 - 4 自衛水防組織に、班を置く。
- (1) 班は、統括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。
 - (2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
 - (3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

- 第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。
- 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

- 第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」とおりとする。
 - (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

4 避難確保計画の記載内容



【作成例】

(自営水防組織)

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者 (施設長) (代行者 事務長)

班名	担当者	役割
	班長 (管理職員) 班員 (○)名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡

班名	担当者	役割
	班長 (管理職員) 班員 (○)名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班 避難誘導班	名簿（施設職員、利用者等） 様式5 避難確保資器材一覧に掲げるもの。

4 避難確保計画の記載内容



【チェックリスト】※例は医療施設向けの様式

医療施設の災害リスク情報の確認		医療施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクに応じて、当該医療施設が市町村地域防災計画に位置づけられているか		<input type="checkbox"/> 位置づけを確認した	<input type="checkbox"/> 位置づけている <input type="checkbox"/> 位置づけていない
災害リスクの確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない

計画項目
チェック項目
施設
チェック欄
市町村
チェック欄

(ア) 防災体制、情報の収集・伝達

(水防法施行規則16条第一項)洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2第一項)土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項

- 医療施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか

対応済
 要改善

適切

5 既存計画を活用した避難確保計画の作成



水防法又は土砂災害防止法に基づく避難確保計画は、**非常災害対策計画、消防計画等の既存の計画に一定の事項を追記して効率的に作成できます。**

【洪水時の避難確保に関する事項を消防計画に追記する場合】

(1) 計画の目的に「洪水時の避難」を追記

- 消防計画の目的に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

一文を追加

(目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、○〇〇〇の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

5 既存計画を活用した避難確保計画の作成



【洪水時の避難確保に関する事項を消防計画に追記する場合】

(2) 洪水時の防災体制の項目を追加

- 「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載する。

項目を追加

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	○○情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	○○情報発表 ○○地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、…	情報伝達係、避難誘導係、…
非常体制	○○情報発表 ○○地区に避難勧告又は避難指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、…	避難誘導係、…

5 既存計画を活用した避難確保計画の作成



【洪水時の避難確保に関する事項を消防計画に追記する場合】

(3) 洪水時の避難誘導の項目を追加

- 「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。

※ なお、震災時の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することで可

項目を追加

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、次に従う。

(1) 避難場所・経路

- ・ 第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定めるとおり。
- ・ 上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。

(2) 避難誘導方法

- ・ 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
- ・ 避難する際は、原則として車両等を使用せず徒步とする … 等

5 既存計画を活用した避難確保計画の作成



【洪水時の避難確保に関する事項を消防計画に追記する場合】

(4) 避難の確保を図るための設備の項目を追加

- 洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。

※ 自衛消防組織の装備または震災時などに備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することで可

不足分を追加

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット端末、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット端末、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

5 既存計画を活用した避難確保計画の作成



【洪水時の避難確保に関する事項を消防計画に追記する場合】

(5) 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加

- 従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。

※ 実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えて可

項目を追加

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1)洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修 (2)情報収集・伝達に係る訓練 (3)避難誘導に係る訓練
新入社員	その都度	
自衛水防組織	〇〇月	

5 既存計画を活用した避難確保計画の作成



【洪水時の避難確保に関する事項を消防計画に追記する場合】

(6) 自衛水防組織の項目を追加

- 自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、伝達、洪水時における避難誘導、構成員への教育・訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載する。

※ なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

項目を追加

(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

6 全国における避難確保計画の作成状況



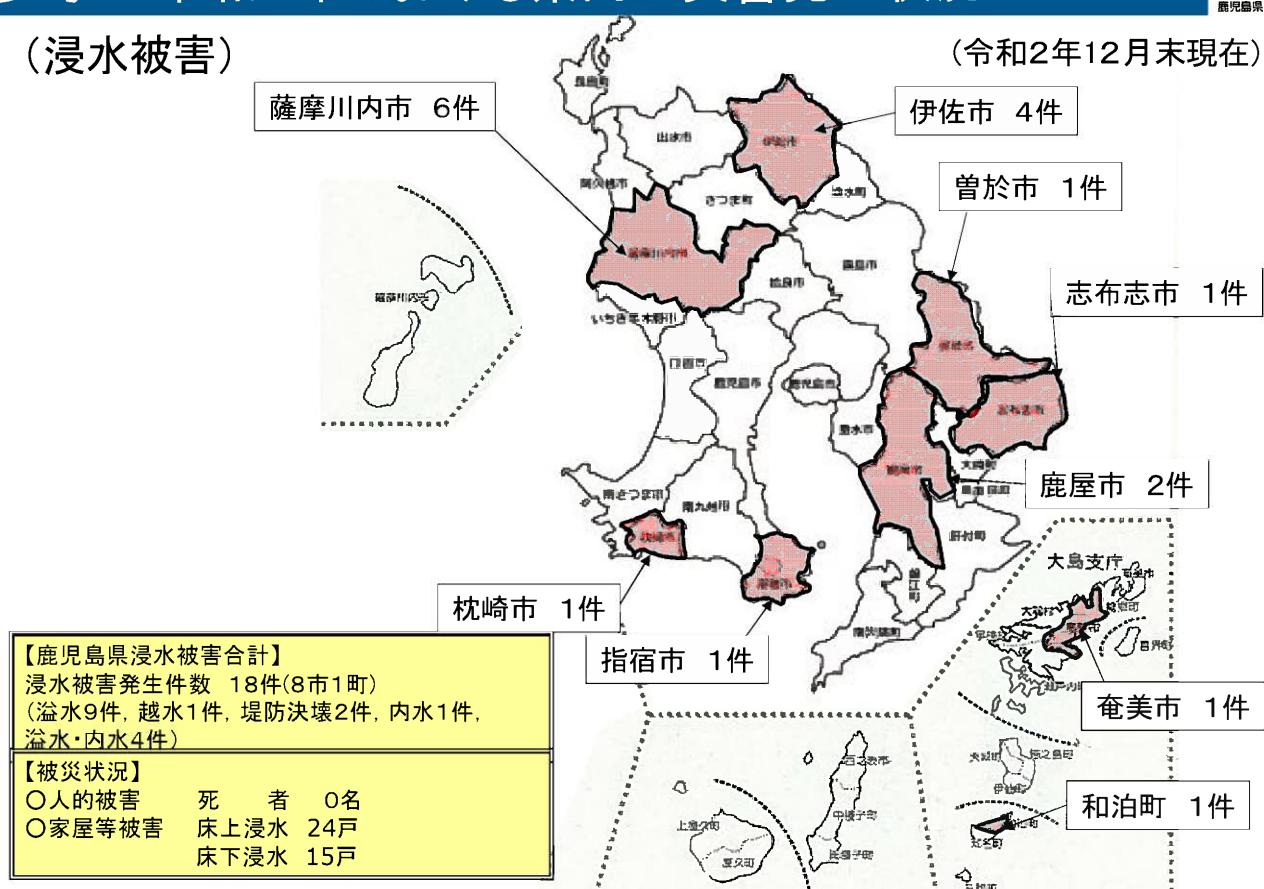
国の調査によると、令和2年度末時点での避難確保計画の作成率は、水防法及び土砂災害防止法に基づくものは、いずれも約66%となっている。

※国土交通省では、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」(平成29年6月20日)において、令和3年度末までに、市町村の地域防災計画に定められた全ての施設において避難確保計画を作成することを目標に掲げている。

参考1 令和2年における県内の災害発生状況



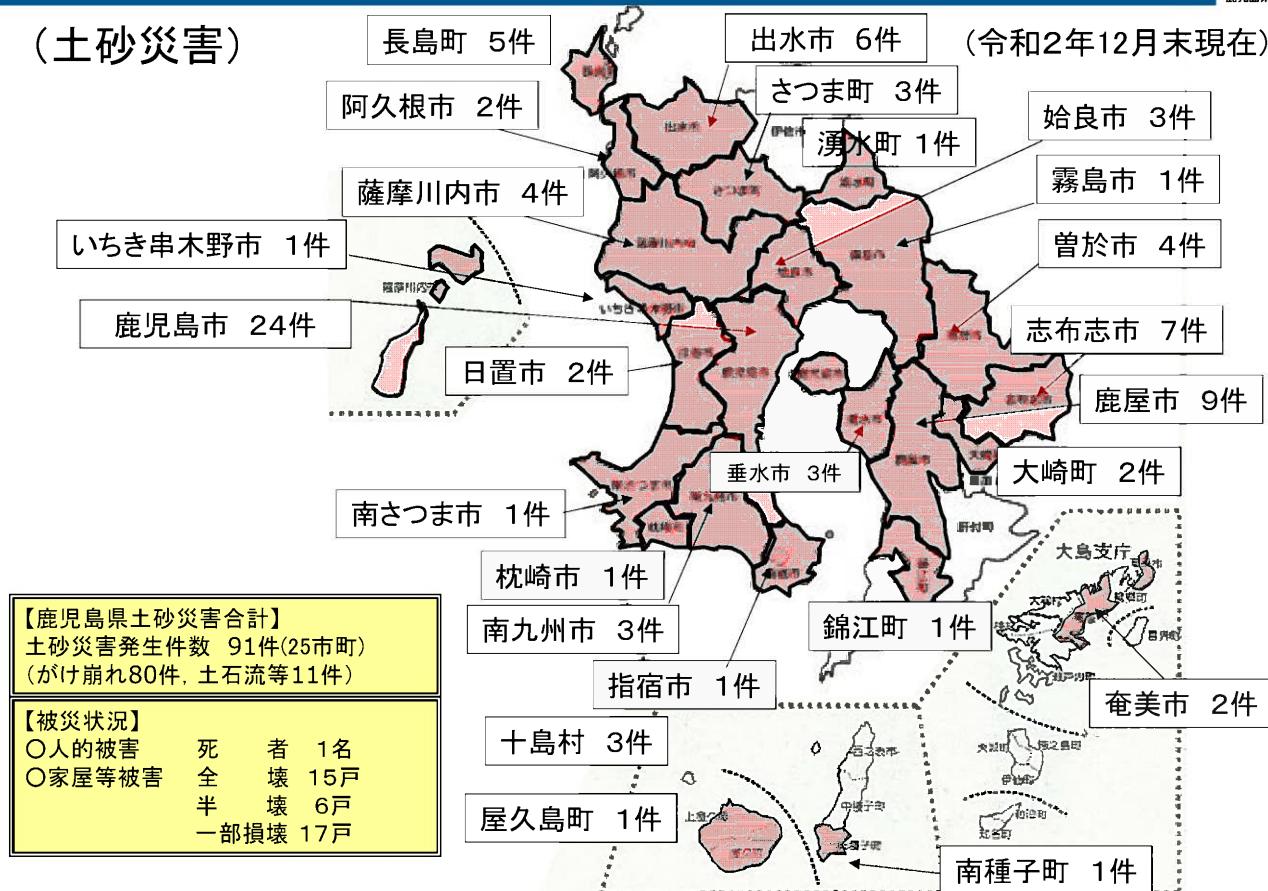
(浸水被害)



参考1 令和2年における県内の災害発生状況



(土砂災害)



参考1 令和2年における県内の災害発生状況



【参考】令和2年7月豪雨による要配慮者利用施設の被害(熊本県)

- 令和2年7月豪雨災害において、高齢者施設の利用者14名が亡くなる痛ましい被害が発生しました
- 要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するため、水防法及び土砂災害防止法※を改正し、市町村から施設に対して助言・勧告する制度を創設しました

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

【特別養護老人ホーム千寿園の被災】 (R2.7)



【水防法、土砂災害防止法の改正】 (R3.5.10公布、R3.7.15施行)

水防法、土砂災害防止法

- ・市町村に避難訓練の報告義務
- ・市町村が施設に対して避難確保計画に関する助言・勧告できる制度を創設



- 法改正により、要配慮者利用施設の避難の更なる実効性を確保

<災害対策基本法の改正(R3.5)>

- ・市町村に対して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化

参考2 根拠法の目的、背景、改正の概要



(水防法)

【正式名称】

水防法(昭和22年法律第193号)

水防組織や水防活動全般について定めた法律

【目的】

洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持する(第1条)

【背景】

昭和22年9月発生の台風第9号(カスリーン台風)による利根川の破堤災害において関東平野が大規模に浸水。

水防活動及び必要な洪水予報等の重要性が改めて認識されることとなつた。

参考2 根拠法の目的、背景、改正の概要



【改正の概要】

【水防法第15条第1項第4号口】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

→ 市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条第2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設

→ 施設所有者または管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に洪水予報等の伝達を義務づけ

【水防法第15条の3 第1項・第5項・第6項】

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、次の義務等を負う

- ・ 避難確保計画の作成(義務)
- ・ 訓練の実施(義務)
- ・ 自衛水防組織の設置(努力義務)

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

【水防法第15条の3 第2項・第7項】

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、次の義務を負う

- ・ 避難確保計画の市町村への報告
- ・ 自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等の市町村への報告を義務づけ

【水防法第15条の3 第3項】

市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる

- ・ 施設の所有者または管理者に対する作成に係る必要な指示
- ・ 指示に従わなかったときには、その旨の公表

市町村は施設に対して
計画作成の指示・
未作成施設の公表ができる

参考2 根拠法の目的、背景、改正の概要



(土砂災害防止法)

【正式名称】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)

土砂災害へのソフト対策について定めた法律

【目的】

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、～土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資する(第1条抜粋)

【背景】

平成11年6月の広島豪雨により新興住宅地等において大規模な土砂災害が発生。

危険な場所の周知、住宅等の立地抑制及び警戒避難体制の整備・強化の重要性が改めて認識されることとなった。

参考2 根拠法の目的、背景、改正の概要



【改正の概要】

【土砂災害防止法第8条第1項第4号】

土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

→ 市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が土砂災害防止法による要配慮者利用施設を指定

【土砂災害防止法第8条第2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設

→ 施設所有者または管理者への土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める

市町村に土砂災害に関する情報等の伝達を義務づけ

【土砂災害防止法第8条の2 第1項・第5項】

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、次の義務を負う

- ・ 避難確保計画の作成(義務)
- ・ 訓練の実施(義務)

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

【土砂災害防止法第8条の2 第2項】

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画の市町村への報告の義務を負う

施設に避難確保計画の市町村への報告を義務づけ

【土砂災害防止法第8条の2 第3項・第4項】

市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる

- ・ 施設の所有者または管理者に対する作成に係る必要な指示
- ・ 指示に従わなかったときには、その旨の公表

市町村は施設に対して
計画作成の指示・
未作成施設の公表ができる

参考2 根拠法の目的、背景、改正の概要



【特定都市河川法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)による土砂災害防止法の一部改正】

要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保措置の見直し

- 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえ、高齢者等の避難困難者が利用する要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要。

【改正概要】

- 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画(避難確保計画)について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設
- 要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】

